

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年11月 8日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 11 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	軽油タンク(A,B)液面計収納箱において、変形が認められたため、当該収納箱を修理。	GⅢ	
2	1号機	換気空調系サービス建屋蒸気発生器において、津波による被水が認められたため、当該発生器を点検・修理。なお、震災前より点検作業を実施していたが、被水により点検作業が中止となっている。	GⅢ	
3	2号機	換気空調系コントロール建屋電気品室冷凍機(C)エバポレータヒータにおいて、絶縁抵抗不良(判定基準値5M $\Omega$ 以上に対して測定値0.3M $\Omega$ )が認められたため、当該機器を点検・修理。	GⅢ	
4	3号機	取水設備点検用門型クレーン水銀灯取付アングル部において、腐食による水銀灯脱落(4箇所中1箇所)が認められたため、当該アングル部及び水銀灯を撤去。	GⅢ	
5	3号機	補機冷却海水系出口配管において、配管内面ライニング部に孔食(合計71箇所)が認められたため、当該配管ライニングを修理。	GⅢ	
6	1・2号廃棄物処理設備	洗濯廃液系脱塩塔(A)ベントライン流量スイッチにおいて、誤動作(スイッチ内部への樹脂詰まりが原因で過流量検出)が認められたため、当該スイッチを点検・修理。	GⅢ	
7	3・4号廃棄物処理設備	雑固体廃棄物焼却設備ドラム缶移動用コンベア位置検出器(光電管)において、動作不良(コンベアが停止位置で停止せず)が認められたため、当該位置検出器を交換。	GⅢ	
8	3・4号廃棄物処理設備	雑固体廃棄物焼却設備ドラム缶移動用ローラーコンベア(4台)において、動作不良(ローラーが固着して動作しない)が認められたため、当該コンベアを点検・修理。	GⅢ	
9	その他	一次水処理設備パルセータ(A)スラッジブロー弁(V13-AO-511A)において、動作不良(弁開操作時に弁開度60%にも係わらず通水しない)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
10	その他	一次水処理設備パルセータ(A)スラッジブロー弁(V13-AO-513A)において、動作不良(弁開操作時に弁開度60%にも係わらず通水しない)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
11	その他	一次水処理設備パルセータ(B)スラッジブロー弁(V13-AO-511B)において、動作不良(弁開操作時に動作せず)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	